
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 における、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する事務局の分析と提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. ステップ 2 で検討する論点の審議において、米国会計基準の不良債権のリストラクチャリング（Troubled Debt Restructuring、以下「TDR」という。）の会計処理に関する検討を追加的な論点として取り上げてほしいとの意見が聞かれている。
3. これは、債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理が金融商品の減損に密接に関連する論点であることから、ECL モデルを基礎に検討を進めるにあたり米国会計基準を参考にしつつ条件変更等の債権のリストラクチャリングの取扱いを検討すべきという趣旨でのご意見であると考えられるため、以下では条件変更等の債権のリストラクチャリングに関する IFRS 第 9 号の取扱いを取り入れるかどうかについての分析及び提案を行う。

III. 会計基準の定めの確認

（IFRS 第 9 号における定め）

4. IFRS 第 9 号は、実効金利法による償却原価測定に関するセクションにおいて、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更について、次のように定めている。

IFRS 第 9 号 5.4.3 項

- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により本基準書に従って当該金融資産

の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならず、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならない¹。

- 金融資産の総額での帳簿価額は、再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については信用調整後の実効金利）あるいは、該当がある場合には、6.5.10 項²に従って計算した改訂後の実効金利で割り引いた現在価値として再計算しなければならない。発生したコスト又は手数料は、条件変更後の金融資産の帳簿価額の修正とし、条件変更後の金融資産の残りの期間にわたり償却される。

5. なお、IASB は、条件変更が当初の金融資産の認識の中止を生じさせない場合、当該金融資産の帳簿価額を、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値に修正する会計処理を定める理由として、次のとおり説明している。

IFRS 第 9 号 BC5.233 項

- （前略）これは、償却原価とは、帳簿価額を、将来の支払又は受取りの見積額を実効金利で割り引いた現在価値に等しくする測定方法だからである。したがって、償却原価は、それらのキャッシュ・フローが条件変更される（又は、予想が減損の予想以外について変化する）すべての場合に見直すべきである。

6. 一方で、IFRS 第 9 号は、条件変更により既存の金融資産が認識中止される場合について、次のとおり定めている。

¹ 条件変更後の金融資産を新たな資産として会計処理する場合の取扱いについて、IFRS 第 9 号では明示的な定めは置かれておらず、金融商品の認識の中止及び当初認識・測定的一般規定に基づき、当初の金融資産の帳簿価額と受け取った対価の公正価値の差額に基づき、利得又は損失を認識することとなる。

² 償却原価測定される金融商品をヘッジ対象として公正価値ヘッジを適用し、当該ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失に関して帳簿価額を調整した場合

IFRS 第9号 B5.5.25 項

- 状況によっては、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉又は条件変更が、本基準書に従って既存の金融資産の認識の中止を生じる場合がある。金融資産の条件変更が既存の金融資産の認識の中止及びその後の条件変更後の金融資産の認識を生じる場合には、条件変更後の資産は、本基準書の目的上、「新たな」金融資産とみなされる。

7. また、減損の規定と条件変更との関係について、IFRS 第9号は次のとおり定めている。

(金融資産の認識の中止が行われる場合)**IFRS 第9号 B5.5.26 項**

- 条件変更後の金融資産に減損の要求事項を適用する際には、条件変更の日を当該金融資産の当初認識日として扱わなければならない。これは通常、5.5.3 項における全期間の予想信用損失の認識に関する要求事項に該当するまでは、損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定することを意味する。
- しかし、当初の金融資産の認識の中止を生じる条件変更の後に生じる一部の例外的な状況においては、条件変更後の金融資産が当初認識時に信用減損していて、したがって、当該金融資産を組成した信用減損金融資産として認識すべきであるという証拠がある場合がある（後略）。

(金融資産の認識の中止が行われない場合)**IFRS 第9号 5.5.12 項**

- ある金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、当該金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、企業は、5.5.3 項に従って当該金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを、次の両者を比較することによって評価しなければならない。

- (a) 報告日における債務不履行発生リスク(条件変更後の契約条件に基づく)
- (b) 当初認識時における債務不履行発生リスク(当初の条件変更前の契約条

件に基づく)

IFRS 第9号 B5.5.27 項

- ある金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は他の方法で条件変更されているが、当該金融資産の認識の中止が行われない場合には、当該金融資産は自動的に信用リスクが低いとみなされることにはならない。企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを、過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報に基づいて、評価しなければならない（後略）。

(日本基準における定め)

金融商品会計基準等³

8. 金融商品会計基準等においては、債権の条件変更等が行われた場合の取扱いに関する明確な定めは存在しない。しかしながら、実務上は、既存の契約の条件変更については、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うものではなく、変更後の条件に従って貸倒見積高の算定及び他の測定を行うことが一般的であると考えられる。

銀行等金融機関における取扱い

9. 銀行法施行規則において貸出条件緩和債権⁴が定義され、金融再生法における「要管理債権」に含まれる債権であることが示されている。「要管理債権」には、貸出条件緩和債権と三カ月以上延滞債権が含まれるとされ、金融再生法により開示が要求されている。
10. 貸出金の貸出条件緩和については、旧金融検査マニュアルを基に、破綻懸念先が「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画（合実計画）」を作成している場合には要管理先に格上げし、要管理先が「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（実抜計画）」を作成している場合にはその他の要注意先に格上げするという実務が行われ

³ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

⁴ 貸出条件緩和債権とは、銀行法施行規則第19条の2第5項ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三カ月以上延滞債権）をいう。」とされている。

ていると考えられる。

(参考：米国会計基準における定め)

11. 米国会計基準において、従来は TDR に関する個別のガイダンスが定められており、Topic 326 における CECL モデルでは、合理的に見込まれる TDR による契約延長は引当において考慮することが定められていた (ASC 第 326-20-30-6a 項)。この点、2022 年 3 月に公表された ASU 2022-02 「Financial Instruments-Credit Losses (Topic 326) : Troubled Debt Restructurings and Vintage Disclosures」により、上述の定め及び Subtopic 310-40 「債権-債権者による不良債権のリストラクチャリング」の債権者による TDR に関する会計基準 (認識・測定についてのガイダンス) は廃止され、金融資産の条件変更や認識の中止に関する一般規定に従うこととされた。具体的な取扱いとしては、次のとおりである。
 - (1) 条件変更が「新規のローンの認識」を生じさせる場合、新たに認識したローンについては、信用が悪化している購入した金融資産 (Purchased financial assets with Credit Deterioration、以下「PCD 資産」という。) であるかの評価を行い、PCD 資産に該当しない場合には組成された金融資産と同様に取り扱う (ASC 第 326-20-30-13 項から 30-15 項)。
 - (2) 条件変更が「既存のローンの継続」に該当する場合、帳簿価額は修正せず、変動金利のように将来に向かって条件変更を反映した実効金利を用いて事後測定を行う (ASC 第 835-30-35-2 項)⁵。
12. なお、条件変更について、以下の 2 つの要件の両方を満たす場合には「新規のローンの認識」として取り扱うこととされている (ASC 第 310-20-35-9 項から 35-11 項、55-54 項から 55-56 項)。
 - (1) 条件変更時において類似の回収リスクを有する他の顧客に対する同等の貸出条件と同等以上である。
 - (2) 変更後の条件におけるキャッシュ・フローの現在価値が、元の条件における残存キャッシュ・フローの現在価値と少なくとも 10%異なる。
13. ステップ 2 で検討する論点の審議において米国会計基準の TDR の会計処理に関する検討を追加的な論点として取り上げてほしいとの意見があったが、上述のとおり、

⁵ なお、予想信用損失の見積りにおいて DCF 法を用いている場合には、条件変更後の契約上の金利を反映した実効金利で割り引くこととされている (第 326-20-30-4 項)。

TDR の会計処理に関する定めは廃止され、予想信用損失の認識及び測定において、条件変更は、それが既存の金融資産の継続であるか、既存の金融資産の認識の中止と新たな金融資産の認識であるかに関して考慮するという基本的な関係について、IFRS 第 9 号と同様の取扱いが求められている。なお、条件変更の具体的な判定方法や、条件変更時及び既存の金融資産の継続に該当する場合の実効金利法による償却原価測定に関しては相違もあるが、これは分類及び測定に関する定めであり、減損に直接関係する定めではないことから、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めていく開発方針に従い、以下の分析においては米国会計基準についての分析は省略する。

IV. ASBJ 事務局の分析

14. 信用度の悪化した金融資産（特に貸付金）については、銀行がキャッシュ・フロー回収の最大化を図る観点から、債務者との間でリストラクチャリングが行われる場合が多いため、減損と条件変更は関連する状況と捉えられる。そのため、IFRS 第 9 号では、減損に密接に関連する論点として、減損の認識及び測定において条件変更をどのように考慮するかに関する具体的な定めを置いている（本資料第 7 項参照）。
15. しかし、条件変更は、信用事象を伴わない通常のリファイナンスにおいても行われ、IFRS 第 9 号においても、実効金利法による償却原価測定に関する会計処理の定めとして位置付けられている（本資料第 4 項及び第 5 項参照）。また、条件変更の会計処理及び減損規定の適用上、どのように考慮するかは、それにより既存の金融資産が認識中止されるか否かに大別されることから、認識の中止に関する定めとも結び付いている。
16. なお、条件変更に関する定めは、2021 年 9 月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定」（以下「本情報要請」という。）の対象に含まれており、本情報要請への多くの回答者から適用上の課題が多く生じている分野であるとのフィードバックが寄せられている（2022 年 7 月 IASB ボード会議 AP3A 第 6 項）。IASB は、回答者からのフィードバックを踏まえ、2022 年 7 月のボード会議において、金融資産及び負債の条件変更の適用に関する IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するための基準設定プロジェクト

トをリサーチ・パイプラインに追加することを決定しているが⁶、そこでは、金融商品の認識の中止に関する一般規定との関係や、条件変更損益を算定及び認識する方法等が取り上げられている。

17. このように条件変更は直接的には金融商品の分類及び測定に関するものである。条件変更は金融資産の減損モデルを変更するものではなく、金融資産の減損に関する定めとしては分類及び測定における定めとの繋がりを説明すれば足りるため、新たに金融資産の減損として定めることは無いと考えられる。
18. ただし、日本基準における金融資産の減損プロジェクトにおいて、分類及び測定については、基準開発に着手するかも含めて別途検討することとしている。ステップ2では、第484回企業会計基準委員会（2022年8月1日開催）、第486回企業会計基準委員会（2022年9月6日開催）、第184回金融商品専門委員会（2022年7月25日開催）及び第186回金融商品専門委員会（2022年8月22日開催）において審議した「貨幣の時間価値の考慮」及び「信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法」の論点においても、IFRS第9号の債権の測定（実効金利法による償却原価測定）に関する取扱いを取り入れるかどうかを検討することとしている。
19. 本日の企業会計基準委員会をもってステップ2として当初に挙げた10の論点についてそれぞれ1回審議を行ったことになる。ASBJ事務局としては、次回以降の委員会においてこれまでの審議を振り返り、複数の論点にまたがって関連する項目を横串を通して検討することとしている。その際、実効金利法による償却原価測定と条件変更は関連性があるため、両方を含めて全体的に整合的となることに留意しつつ、日本基準における金融資産の減損プロジェクトにおいて分類及び測定についてどのように取り込むか事務局から提案を行っていくこととしたい。

V. ASBJ事務局の提案

20. 上述のとおり、今後の審議において、実効金利法による償却原価測定と条件変更に関して全体的に整合的となることに留意しつつ、日本基準における金融資産の減損プロジェクトにおいて分類及び測定についてどのように取り込むか事務局から提案を行っていくこととしたいと考えるがどうか。

⁶ 償却原価及び実効金利法もリサーチ・パイプラインに追加することが決定されている。

ディスカッション・ポイント

本資料第 20 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上